2026年9月15日

コスモスリポート 9

No.347

編集／社会福祉法人 コスモス広報委員会　発行／社会福祉法人 コスモス

〒599-8116　堺市東区野尻町8-4　TEL 072-288-1055　FAX 072-287-1167
E-mail : honbu@sakaicosmos.net　http://www.sakaicosmos.net/

●なかまのコーナー

きょうされん大阪大会に向けての取り組み



アクティブスペースかいとには、高齢期のなかまが結成したフラワー班があります。59歳から喜寿を迎えた77歳のなかま集団です。これまで仕事を長年続けてきたなかまが、ゆっくりと余暇を過ごしながら、これからの人生をどう楽しむか、毎月の活動内容を話し合いながら、なかまが主人公になることを大切にしています。なかまからは「カラオケ大会がしたい」「散歩したいな」「たまにはゆっくりお茶するのもいいな」「みんな一緒に行こうか」「次はお寿司食べにいこう」など、たくさんの希望や夢、そして願いが話され、なかまと共に実現できるような取り組みを一緒に考えながら過ごしています。

今年の「きょうされん全国大会」は、大阪で開催されます。かいとでは、当日に向け製作をしたり、勉強をしたりと一所懸命に準備を進めています。ある土曜日、フラワー班の頼田（よりた）さんが、きょうされん大会に向けての製作に参加しました。専用の車いすで机に向かうと、職員と共に左手でしっかりと手づくりのスタンプを握り製作用紙にポン、ポンと力強く押しはじめます。どんどん楽しくなった頼田さんは、紙一面にポンポンスタンプを押しました。職員が「みんな見てー」と報告すると、なかまが製作用紙をのぞきこみ、「頼田さんすごい！」と拍手が沸き起こります。頼田さんの笑う姿と共にその場が大きく盛り上がりました。大会への取り組みを通して、頼田さんの力が発揮されたことや、みんなと一緒につくった嬉しさをなかまと共感できた場面でした。

（アクティブスペース　かいと　池田（いけだ）稔（みのる））



日本生命・あんしん生命・東京海上日動火災・損保ジャパン・社会福祉法人コスモス提携代理店
(株)ルーバーファクトリー
〒571-0015 大阪府門真市三ツ島2-11-36
TEL072・884・3800　FAX072・884・3801

今月の紙面

1面……なかまのコーナー／らくがき
2・3面……高齢者の福祉をめぐる情勢／「成年後見制度」の見直しがなされます
4・5面……結いの里　堺市育児支援ヘルパー派遣事業の現場から見える「家族支援」の重要性 他
6面……輝く！私が主人公／クッキングレシピ
7面……支援のご報告／アルミ缶回収実績／行事案内／コスモス創立30周年企画
8面……紙上作品展／行事案内／基金のご報告

らくがき

7月半ば頃の話です。えるとの職員の一人が、スイカをカットして持ってきてくれました。お昼休憩で一口ずついただきながら、だれかが今年初のスイカだと話していると、「初物を食べると、75日寿命が延びる」と主任が言いました。相談支援専門員として、色々な問題と向き合い神経をすり減らす毎日ですが、初物を食べて、これでプラマイゼロ？なんて冗談を聞きながら、楽しいひと時を過ごしました。もうすぐ、秋のおいしい食べ物の季節になりますね。また同じような冗談を言いながら、突然舞い込む相談に向き合う活力をもらえたらと思います。

（総合生活支援センターえると　相談　伊庭（いば）裕美（ひろみ））

高齢者の福祉をめぐる情勢
～誰のための介護保険？～

●老人デイサービスセンター　結いの里　釜元（かまもと）　弥生（やよい）



2027年は介護保険制度の大きな転換点

2027年度（令和9年度）は、介護保険制度報酬改定と制度改定が同時に行われる非常に重要な年度となります。この「ダブル改定」に向け現在、制度の在り方そのものを問う議論が加速しています。以下は改定の主な項目を取り上げています。

1、2027年度改定で既に決定している事項

現時点で、2027年度の改定において実施が決定している主な項目は以下の通りです。

・介護支援専門員（ケアマネジャー）の更新制廃止

これまでケアマネジャーには5年ごとの更新研修が義務付けられてきましたが、この負担が専門員の就業継続を妨げる要因になっているとの指摘がありました。更新制が廃止されることで、専門員の負担軽減と継続的な就業が期待されています。

・有料老人ホームの登録及び更新制の導入

サービスの質を担保し、利用者の囲い込みや限度額の上限までサービスを利用させるなどの不適切な運営を防ぐために、住宅型有料老人ホームに対して明確な登録・更新制度が設けられます。これにより、利用者がより安心して住まいを選択できる環境整備が進められます。

・新サービスでのケアプラン有料化

これまで原則として全額保険給付（利用者負担なし）であったケアプラン作成について、新制度の登録制有料老人ホームにおいては、有料化（利用者負担の導入）が決定しました。これは、介護保険財政の持続可能性を考慮した措置と言えます。

2、2026年度中に結論が出る「論議中の重要事項」

現在、政府や社会保障審議会で検討が行われており、2026年度（令和8年度）中に結論が出される予定の項目があります。これらは利用者の生活や事業所の経営に直結する内容となっています。

・利用者負担「2割」の対象拡大

現在、多くの利用者は1割負担ですが、一定以上の所得がある層を対象とした「2割負担」の枠をさらに広げるかどうかが焦点となっています。

・要介護1・2の「総合事業」への移行

現在は、全国一律の保険給付として提供されている「要介護1・2」の訪問介護や通所介護などを、市町村が運営する「介護予防・日常生活支援総合事業」へ移管するかどうかが検討されています。移行した場合、サービス内容や料金が地域によって異なる可能性があり、サービスの質の維持が懸念されています。

・既存サービスのケアプラン有料化

新サービスだけでなく、既存の居宅介護支援全般におけるケアプラン作成に利用者負担を導入するかどうかが議論されています。「誰のための介護保険か」という本質的な問いに関わる変更であり、慎重な議論が続いています。

問題点

・要介護1・2の「総合事業」への移行検討

訪問介護や通所介護などのサービスを、国の全国一律の保険給付から、市区町村が運営する「総合事業」へ移管しようとする動きがあります。これは、地域の実情に合わせるという名目のもと、実質的には国費負担を抑える「給付の縮小」につながるリスクがあります。そして、訪問介護や通所介護の事業所の利用者層はこの要介護1・2の方で占められており、総合事業へ移行すると経営が圧迫され事業運営が成り立たなくなることが予測されます。

・利用者負担の引き上げ（2割負担の対象拡大）

一定以上の所得がある利用者の負担割合を2割へ引き上げる対象を広げることが議論されています。これは、高齢者の家計を圧迫し、必要なサービスをためらう「受診控え」ならぬ「介護控え」を招くことにつながります。

・ケアプランの有料化（既存サービスへの導入議論）

新サービスでの導入は既に決定していますが、既存の居宅介護支援におけるケアプラン作成への利用者負担導入も議論の遡上に載っています。介護支援専門員（ケアマネジャー）は利用者一人ひとりの生活状況を把握して、ケアプランを作成する介護の専門相談員です。有料化になることで相談しづらくなる方が必ず出てくるでしょう。早期介入による重度化防止こそが福祉の役割であるにもかかわらず、「財源不足」を理由に相談を有料化することは、制度の理念そのものを否定するものです。

3、法人及び事業所に求められる対応

このような制度の激変期において、デイサービスセンターなどの事業所や法人が生き残るために取り組むべき課題として、以下の2点が挙げられています。

・人材確保と定着の徹底

制度が変わっても、介護の核となるのは「人」です。深刻な労働力不足の中で、いかにして質の高いスタッフを確保し、働きやすい職場環境の整備で定着させるかが経営の最優先事項となります。

・ICT（情報通信技術）の活用

事務作業の効率化や介護記録のデジタル化、見守りセンサーの導入など、ICTを積極的に活用することで、限られた人員で質の高いケアを提供で

成年後見制度の見直しがなされます

老人デイサービスセンター結いの里　渡部（わたなべ）　さつき

○現行制度の課題と法改正の背景

2000年にスタートした成年後見制度は、認知症や障害などで判断能力が十分でない方の権利や財産を守る仕組みです。しかし、後見人の支援が原則本人が亡くなるまで続く「終身制」や後見人の強い権限が、本人の意思や「できること」を奪うと問題視され、国連からも見直しを求められてきました。こうした背景から2026年6月、成年後見制度を見直す改正民法が成立し、成年後見制度は、初の改正が行われました。

○成年後見制度とは

現行制度は、判断能力の程度に応じ「後見・保佐・補助」の3類型に分かれています。成年後見人等は預金管理、施設費用捻出のための実家売却、遺産相続、行政手続きを代行でき、悪質商法による契約の取り消しも可能です。しかし、実家売却などの目的が済んでも制度をやめられず、孫への祝い金といった柔軟な支出が制限されるなど、財産保護の重視により本人らしい生活が制限される課題がありました。

○制度の見直し概要

法改正後は、必要な支援だけを選ぶ方式に転換し、本人の自己決定権の尊重が義務化されます。2028年度施行の改正では、3類型が「補助」に一本化され、必要な支援を柔軟に選ぶ「オーダーメイド型」に変わります。最大の見直しは「終身制」の解消で、実家売却や遺産分割協議などの目的完了後に制度を終了できる「スポット利用」が可能になる点です。ただし、最終的な終了は家庭裁判所が審査・決定し、継続的な支援が必要な場合は制度が維持されます。

○制度利用の終了後の支援は

2026年6月には「社会福祉法等の一部を改正する法律」も成立しました（2027年4月施行予定）。ここでは、身寄りのない高齢者や判断能力が不十分な人を支える新制度が創設されます。日常生活の見守り、入院手続き、葬儀等の死後事務まで包括的に支援する事業を「第二種社会福祉事業」に位置付け、資力のない人への提供体制も整備されます。厚労省は2028年6月までの制度開始を目指しています。

後見制度の対象層に対し、従来の枠組みでは対応しきれなかった日常支援や死後事務を補完・強化する役割を担います。実施主体に制限はなく、社会福祉協議会が中核を担うほか、都道府県知事等への届出で社会福祉法人、NPO、民間事業者も参入可能です。

○おわりに

成年後見制度が「スポット型・オーダーメイド型」へ柔軟化する一方、日常支援から死後事務は福祉現場が担うという明確な役割分担が生まれます。しかし、現場には懸念もあります。 堺市社会福祉協議会などで行われている「日常生活自立支援事業」でも、マンパワー不足は否めません。また、多様な主体の参入により、事業者が国のガイドラインを遵守し質の高い支援を維持できるかという点や、知事への届出制における市町村の指導監督体制の実効性に不安が残ります。

制度を形骸化させず意思決定を支えるため、福祉現場では本人の意向を汲み取る「意思決定支援」のスキルアップが必要です。また、適切な権利擁護支援の利用には、支援者へのサポートや地域の関係機関・民間団体との連携体制を整備する市町村の取り組みも重要と考えます。

きる体制づくりが求められています。

誰のための介護保険か

2027年度の改定に向け、現場の事業所には人材確保やICTの活用といった経営努力が求められていますが、それだけでは制度の空洞化は防げません。

2027年度の改定は、単なる数字の調整ではなく、介護保険制度の持続可能性と高齢者の尊厳ある生活を天秤にかけた大きな決断の場となります。特に「ケアプランの有料化」や「要介護1・2の総合事業移行」は、サービスの利用控えや家族負担の増大を招く懸念もあります。

介護保険法第1章第1条では「…尊厳を保持しその有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うための保険制度を確立することを目的とする」とあります。果たしてこのような改定内容で高齢者の尊厳が保たれ、自立した生活ができるのでしょうか？

介護保険は単なる保険商品ではなく、戦後の社会福祉の到達点の一つです。今後の情勢を注視する上で、**「効率化」や「負担の適正化」という言葉に隠された給付カットを見逃さず、社会保障としての公的責任を問い続けること**が、今まさに必要とされています。

～堺市育児支援ヘルパー派遣事業の現場から見える「家族支援」の重要性～

結いの里ヘルパーステーション　青木（あおき）　正行（まさゆき）

■「堺市育児支援ヘルパー派遣事業」とは

核家族化や地域コミュニティの希薄化が進む現代において、孤独を感じながら育児に奮闘する親の姿は珍しくありません。特に、出産前後という心身ともに不安定な時期に、周囲に頼れる家族や知人がいない親の負担は計り知れないものがあります。

こうした「育児の孤立」を防ぎ、安心して子育てができる環境を整えるために、堺市が実施している『堺市育児支援ヘルパー派遣事業』があります。この事業は、市内に在住する特定の支援が必要な家庭に対してヘルパーを派遣し、家事や育児の援助を行うことで、親の精神的・身体的な負担を軽減することを目的としています。

主な対象となるのは、ひとり親世帯、両親に障害がある世帯、そして周囲に手助けをしてくれる人がいない世帯など、社会的なつながりから取り残されがちな不足」です。

現在、堺市内においてこの育児支援ヘルパーの登録事業所は決して多くありません。その一方で、現場には日々、多くの新規依頼が寄せられています。なぜ、これほど必要とされているサービスでありながら、担い手となる事業所が増えないのでしょうか。

そこには、福祉業界が抱える構造的な問題があります。大きな要因の一つが、「サービス単価」の低さです。育児支援ヘルパーのサービス単価は、決して高く設定されているわけではありません。ヘルパーを派遣する事業所の経営の観点から見ると、限られた人員を配置するのであれば、より単価が高く経営が安定しやすい「介護保険サービス」や「障害福祉サービス」の支援を優先せざるを得ないという現実があります。結果として、育児支援へ参入する事業所が増えず、多くの新規依頼があるにもかかわらず、十分な支援をスピーディーに届けられな

しかし、実際の育児を思い浮かべてみてください。子どもが1歳を迎えたからといって、子育ての負担がいきなり軽くなるわけではありません。むしろ、歩き始めて目が離せなくなったり、自己主張が始まったりと、1歳以降もまだまだ子育ては大変な時期が続きます。それにもかかわらず、堺市では現在、この1歳以降の切れ目の時期を補えるような、同様の育児訪問支援サービスは存在しません。50回の回数を使い切り、1歳を迎えた瞬間に、それまでの支援がぷつりと途切れてしまう――。この「1歳の壁」をどう乗り越えるかが、今後の家族支援の大きな課題となっています。

■「家族支援」としての本質、そして次の支援への架け橋

制限や課題の多い事業でありますが、このサービスが持つ福祉的な価値は極めて高いものです。それは、この事業が単なる「個人への支援」にとどまらず、まさしく「家族全体を支える包括的な家族支援」であるという点にあります。

ヘルパーが家庭という最もプライベートな空間に入るからこそ、見えてくるものがあります。例えば、親に精神障害や知的障害がある家庭の場合、日常生活のちょっとした困りごとや、育児のストレスが限界に達しているサインをヘルパーが敏感に察知することができます。

このように、育児支援を通してその家族が抱える「新たな課題」や「潜在的なニーズ」を発見し、適切な専門機関や、その先に必要とされる別の支援へつなぐ「キャッチアップ（早期発見）」の役割を果たしているのです。

実際に、親に障害がある家庭においては、育児支援ヘルパーの派遣可能回数（50回）を超えた後、あるいは1歳を迎えた後であっても、本当に支援が必要な家庭には、障害福祉サービスとしてのヘルパー派遣（居宅介護など）につなげることで、支援を途切れさせることなく継



育児支援の様子

パーステーションでは行っています。

育児に悩む家庭、小さな子どもから、障害を持つ方、そしてお年寄りまで、この堺の地域に住む「福祉サービスを必要とするすべての人たち」にヘルパーを派遣できる体制を整えるべく、日々奮闘しているところですが、ヘルパー人材の不足は数年来の大きな課題です。

私たちは、制度の縦割りに縛られることなく、目の前にいる困っている家族に何ができるかを考えています。単価の低さや制度の制限といった壁、人材不足という課題はありますが、子どもたちの未来と、親たちの笑顔を守るために、育児支援ヘルパー事業の重要性を実感しながら現場に足を運び続けています。

■おわりに

子育ては、決して親だけで抱え込むものではありません。「堺市育児支援ヘルパー派遣事業」は、社会全体で子どもを育て、

な家庭です。ヘルパーは単に家事を代行する人」ではなく、孤立しがちな親に寄り添う、最も身近な「地域の支援者」としての役割を担っています。

■需要と供給のアンバランス…求められるのに足りない「登録事業所」

子どもたちの生活環境と、親たちの心を救う一助となっている本事業ですが、現場では深刻な課題に直面しています。それは、「ニーズの高さに対する、受け皿（登録事業所）の圧倒的

地域への取り組み

■老人デイサービスセンター結いの里　ケアプランセンター　青柳（あおやぎ）　恵理（えり）

結いの里では、毎年浜寺校区・浜寺石津校区の健康教室やいきいきサロンなどに参加しています。結いの里にあるデイサービス、ヘルパーステーション、ケアプランセンター、地域包括支援センターが順番に担当し、地域へ伺っていますが、今年度も13回の参加を予定しています。

およそ1時間の取り組みの中で、生活に関わる情報や福祉のことをお伝えしたり、一緒に身体を動かしたり、時には頭を使う内容も取り入れています。休

い、というミスマッチが生じているのです。

■制度の壁…「1歳の誕生日」で途切れる支援の課題

さらに、利用する家族の視点からも、現行制度の「期限」という大きな壁（課題）が立ちはだかります。

本事業の支援を受けられる期間は、「産前、及び産後から乳児が1歳を迎える前日まで」と定められています。また、派遣可能な回数は通算で「50回以内」という上限があります。

まず参加される方、久しぶりに参加される方と様々ですが、皆さん真剣に聞いてくださり、心身の活性化に取り組まれています。すでに介護保険サービスを利用されている方もおられますが、まだ利用されていない方との交流の中で、改めて結いの里を知っていただける機会にもなっています。

困りごとの相談ができる結いの里として、これからも地域に根ざした活動を続けていきたいと思っています。



続していくアプローチも可能です。育児支援ヘルパーは、いわば、その家族が社会のセーフティネットとつながるための「最初の窓口」としての機能を果たしています。

こうした課題と可能性が交錯する堺市の育児支援事業に加え、高齢者と障害者へのヘルパー派遣事業を結いの里ヘルパーステーションとして、これからも子どもからお年寄りまで、すべての世代の暮らしに寄り添い、温かい支援の輪を広げていきたいと思います。

家族を支えるための大切な仕組みです。

誰もが地域で孤立することなく、安心して手を取り合って生きていける街へ。地域に根ざす

結いの里　デイサービスの現状


デイ　体操の様子

結いの里のデイサービスでは、これまで地域密着型通所介護（はるか）と、認知症対応型通所介護（ひなた）の2事業を運営してきましたが、ご利用者・ご家族のニーズや認知症を取り巻く介護情勢の変化もあり、2026年4月1日から、はるかとひなたを統合しました。それに伴い、利用者さんが、より楽しく安心して過ごすことができるように、プログラムやフロアの使い方などを現場職員間で議論をし、一部見直しをしました。

主な変更点としては、リハビリのニーズが多いことに対応するため、動画共有サイトなどを活用して、身体を動かす時間を増やしました。また、周りの動きや声に敏感に反応してしまう方には、パーテーションなどで区切り、半個室の空間をつくりました。2事業の統合から4カ月近く経ちましたが、大きな混乱なく経過することができています。



結いの里デイの通所者や新たにデイを探している方の中には、午前もしくは午後だけの半日利用をしたい、リハビリ・機能訓練に特化した過ごし方がしたい、必要な時には泊まれ、ゆくゆくは終の棲家がほしい、といった様々なニーズがあります。すべてのニーズを満たすことは難しいとは思いますが、地域の高齢者・介護者が必要としている施設は何なのかを考え、今後も運営していければと思っています。

（老人デイサービスセンター　結いの里　大西（おおにし）　慎太郎（しんたろう））

輝く！私が主人公

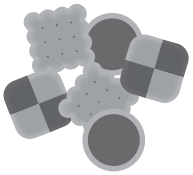
「チャレンジ精神旺盛！」
井笹（いささ）　真衣（まい） さん

井笹さんは、ほくぶ障害者作業所で働きはじめて今年で10年目を迎え、さくら班でクッキーづくりを頑張っています。

今回は、インタビュー形式で井笹真衣さんの声をお届けします。







Q. クッキーづくりで楽しいことは？

井笹さん…2016年からネタづくりを頑張っています。その中でも、冬限定ですがスノーボールを計量しながらつくるのが楽しいです。

Q. これまでの10年間で頑張ってきたことは？

井笹さん…ネタづくりも頑張ってきましたが、班の中で、郵便係とか放送係や副班長などを頑張ってきました。

Q. 井笹さんは現在、コスモス外のグループホームで1年半生活していますが、グループホームで頑張っていることは？

井笹さん…お風呂掃除や洗濯、他の仲間のためにお風呂を沸かしたり、洗濯物を干したり、同じホームの仲間と仲良くしています。

Q. 作業所10年目を迎えて、これから作業所やグループホームで頑張っていきたいことは？

井笹さん…これからは作業所では班長、いずれは※四役目指して頑張りたい。ホームではみんなのお手本になれるように頑張りたいです。

（※四役とは…「なかまの自治会」の役員のこと）

Q. これからやりたいことや楽しんでいきたいことはありますか？

井笹さん…お洒落を楽しみたいので、自分でミサンガをつくってみたいです。

今は、10年表彰をとても楽しみにしている井笹真衣さんです。

（ほくぶ障害者作業所　さくら班　大岩（おおいわ）　正人（まさと））

クッキングレシピ

● お手軽どんぶり！　いり豆腐丼

いづみ保育園の土曜日定番メニューの「いり豆腐丼」。鶏ミンチや豆腐のたんぱく質、野菜もたくさん入るので栄養満点で、どんぶり一つで満足感があります。いんげんは、少量使用になりますが、代わりにピーマンなど緑の野菜を入れても彩り鮮やかですよ。とても簡単なので、ぜひご家庭でもつくってみてくださいね。



■材料（4人分）

- 鶏ミンチ…… 200ｇ
- 玉ねぎ…… 160ｇ（小1個）
- 人参…… 80ｇ（小1本）
- 木綿豆腐…… 320ｇ
- いんげん…… 24ｇ
- 砂糖…… 大さじ1と1/2
- 醤油…… 大さじ1

▶つくり方

① 豆腐はさいの目に切り、ザルに上げて水気を切っておく。
② 玉ねぎ、人参は粗みじん切りにする。いんげんは筋を取って茹で、小口切りにしておく。
③ 鶏ミンチ→玉ねぎ→人参→豆腐の順に炒め、水分を飛ばす。砂糖、醤油で味付けし、最後にいんげんを加える。
④ お皿にご飯を盛り、いり豆腐をかける。

（いづみ保育園　川上（かわかみ）　未希（みき））

堺の福祉をすすめるコスモス後援会

ご協力ありがとうございます

新たに会員になっていただいた方、更新いただいた方（2026年7月14日～8月19日受付分を掲載しています）

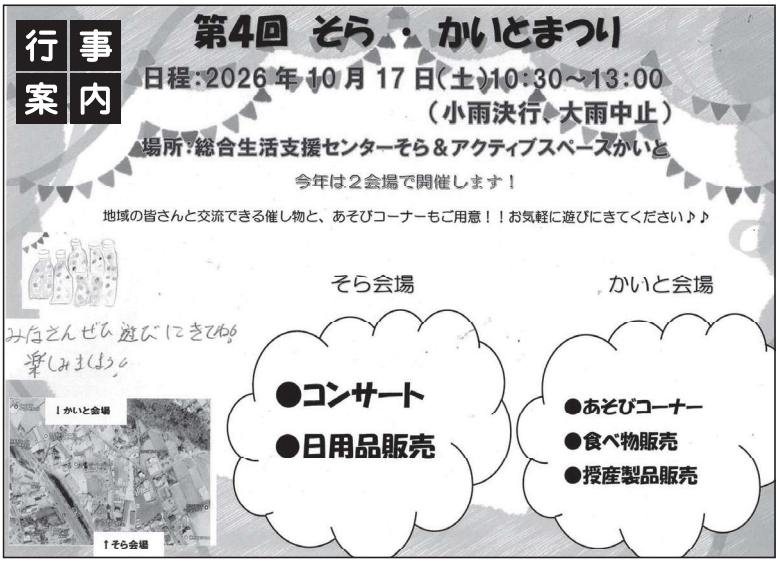
＊振込口座は下記の通りです。（郵便局から送金できます）
　口座番号　00900－9－106044
　口座名義　コスモス後援会
＊この欄は、毎月20日を締め日として掲載させていただいています。

7月のアルミ缶回収の実績報告

ご協力ありがとうございます



●せんぼく	1,206 kg	399,240 円
●とうぶ	830 kg	201,700 円
●ほくぶ	619 kg	199,623 円
●かたくら	760 kg	220,400 円
●せんぼく 牛乳パック		10,300 円



ありがとうコスモス30周年

コスモス創立30周年企画

〈お世話になった方々／コスモス 各事業所からのメッセージ〉

点字民報社は、障連協やきょうされん大阪支部等とともに（ＮＰＯ）大阪障害者センター内にあります。相談活動、マッサージ施術、「コスモスリポート」の点字作業を通じた学びと素晴らしい出会いに感謝いたします。これからもよろしくお願いいたします。

特定非営利活動法人点字民報社
施設長　阿部（あべ）　正文（まさふみ）様

祝　この度は、コスモス創立30周年おめでとうございます。私は月２回習字のボランティアをさせていただいています。どの方も一生懸命書かれます。うれしく思います。これからも、末永くご活躍されますことをお祈り申し上げます。

結いの里　書道ボランティア　松元（まつもと）　芙美子（ふみこ）様

1985年すぎな共同作業所（無認可施設）開所、1994年認可施設として堺東部障害者作業所が開設。同じように無認可保育園、無認可作業所を土台に、社会福祉法人コスモスは誕生。大事なものを継承し、時代とともに発展を！

堺東部障害者作業所（さかいとうぶ）・第３堺東部障害者作業所
ポケットリーフ　職員一同

長年にわたり地域に寄り添い、みんなの笑顔を支え続け活動をしてきました。これからも温かい場所であり続けられるよう、さらなる発展を職員ともに築いていきましょう！

コスモス地域福祉活動センターえると　相談員一同



コスモス りようしゃさん 紙上作品展

「書道作品展」





結いの里デイサービスでは、地域ボランティアの松元美美子（まつもとみみこ）先生をお迎えし、月に２回ほど書道教室を開催しています。

利用者の中には、「次の書道はいつ？」と心待ちにされている方も多く、施設でも大人気の活動です。毎回、その季節にぴったりのテーマに挑戦。皆様、作品づくりに真剣な表情で向き合われ、力強く伸びやかな筆遣いを見せてくださいます。

これからも季節を感じながら、楽しく心豊かな時間を過ごしていただけるよう取り組んでまいります。

（老人デイサービスセンター　結いの里　石井（いしい）　孝雄（たかお））

行事案内

おおはま フェスティバル

キッチンカーや模擬店もあるよ！

2026.10.17（土）

※雨天の場合は室内で行ないます。

10:30 ▶ 14:00

※模擬店は13:30に終了します。

おおはま障害者作業所

大阪府堺市堺区東湊町5丁276

おおはま障害者作業所へのご案内



出店者情報 その他詳細はこちら！

お問い合わせはこちら　072-241-1900　ohama@sakaicosmos.net

ガイドヘルパー養成講座開講のご案内

詳細はこちらから

日時などの詳細は、こちらのQRコードからご覧ください。





グループホーム建設基金のご報告

2026年度　堺西エリア新ホーム開設（定員 10名）に向けて準備をしています。

障害のある人が、安心して住み続けられように引き続き、ご支援ご協力よろしくお願いします。

2025年１月～2026年7月31日現在

583人　9,579,590円

最終目標金額　１億円